

トピック

社会保険労務士、労働安全衛生コンサルタント等を集め 安全衛生優良企業セミナー&発表会2018を開催

(非営利一般社団法人)安全衛生優良企業マーク推進機構

平成27年から厚生労働省が開始した「安全衛生優良企業公表制度」。この制度は、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業が、より社会的に評価され、認知されるようにすることで、企業における労働者の安全や健康を確保するための自主的な取組を促進することを目的としている。

認定を得るには、「過去3年間、労働安全衛生関連の重大な法違反がない」、「労働者の健康保持増進やメンタルヘルス、過重労働防止への対策など幅広い取組を実施している」等、厚生労働省が定める約80もの基準を企業が満たす必要がある。認定は取得から3年間有効である。

制度を通じて、すべての人に安心して働ける労働環境情報を提供すること、労働環境の向上を目指す企業を多数見つけ労働者に対し様々な支援をすること、労働に関する課題を見つけ積極的に解決することを理念として発足したのが、非営利一般社団法人の安全衛生優良企業マーク推進機構（木

村誠理事長）である。同機構では企業向けに認定取得のためのコンサルティング事業や制度に関する企業診断、研修、セミナー等を行っている。

そして同機構は、制度に関心のある企業、学生、社会保険労務士、労働安全衛生コンサルタント、経営コンサルタント等を対象に、制度の啓発と新たに認定を取得した企業を公表するため、全国の主要な6都市で厚生労働省委託事業である「安全衛生優良企業セミナー&発表会2018」を開催した。東京では、2019年2月5日、アクセス渋谷フォーラム（東京都渋谷区）が会場となり、251人の参加者が集まった。

東京会場では前半、まず2016年に認定を取得し2019年3月に認定を更新した株式会社フィデア情報システムズと、同じく1月に認定を更新した東電同窓電気株式会社による安全衛生に関する取組事例発表が行われた。

後半は、木村理事長が、企業が労働者の健康管理を経営的な視点で考えることの重要性とこれに関する制度の解説等を行った。

その後、社会保険労務士の吉野美奈子氏が参加者に向けて、制度がどのようなものであるか、基準にはどのようなものがあるか、基準を満たすにはどう対処すればよいか等についての講義を行った。

会場は満席となり、急遽、座席を増やすという盛況のうちに、閉会した。



会場の様子